一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
イ　氏名又は名称　北電テクノサービス株式会社
ロ　住所　富山県富山市牛島町十三番十五号
ハ　代表者の氏名　代表取締役　水野　弘一
二　無害化処理の用に供する施設の設置の場所
イ　富山県射水市沖塚原二十九番一
ロ　石川県小松市千木野町ソ八十二番二
ハ　石川県白山市部入道町ホ三十三番一、五十三番一、七十七番及び八十八番
ニ　石川県小松市麦口町チ三十六番甲、三十六番乙、三十七番、四十一番、四十二番、四十三番及び四十四番
ホ　福井県越前市高木町九字道儀路七番及び八字粕屋町八番
ヘ　福井県大野市西勝原三十八字落合平一番五
三　無害化処理の用に供する施設の種類
ポリ塩化ビフェニル汚染物の洗浄施設
四　無害化処理の用に供する施設において処理する産業廃棄物の種類
ポリ塩化ビフェニル汚染物のうち、電気機器又はＯＦケーブル（ポリ塩化ビフェニルを絶縁材料として使用した電気機器又はＯＦケーブルを除く。）に使用された絶縁油であって、微量のポリ塩化ビフェニルによって汚染されたものが塗布され、染み込み、付着し、又は封入されたものが廃棄物となったもの
五　申請年月日
平成二十九年三月二十七日
六　縦覧場所
イ　環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課
ロ　中部地方環境事務所廃棄物・リサイクル対策課
ハ　富山県生活環境文化部環境政策課
ニ　射水市市民生活部環境課
ホ　石川県生活環境部廃棄物対策課
ヘ　小松市環境共生部ＨＲロジー推進課
ト　白山市市民生活部環境課
チ　福井県安全環境部循環社会推進課
リ　福井県丹南健康福祉センター
ヌ　越前市産業環境部環境政策課

○東北地方整備局告示第百五十九号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年五月二十三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年五月二十三日　東北地方整備局長　川瀧　弘之

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　四十五号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
宮城県本吉郡南三陸町志津川字城場六〇番一から同町志津川字新井田一六五番一まで	前	一七・三〇～一七・九五	〇・〇七八キロメートル
	後	一七・九五～二〇・九九	〇・〇七八メートル

(四)　図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局白河三国道事務所

○東北地方整備局告示第百六十号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年五月二十三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年五月二十三日　東北地方整備局長　川瀧　弘之

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
十三号及び四十六号	秋田市河辺和田字和田一九七番八から同市河辺和田字下夕川原八番三まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	東北地方整備局及び同局秋田河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十九年五月二十三日

○九州地方整備局告示第百二十号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成二十九年五月二十三日

九州地方整備局長　小平田浩司

第1　起業者の名称　熊本県
第2　事業の種類　県道小池竜田線改築工事（小池工区：熊本県上益城郡益城町大字小池字五反畑地内から同町大字島田字杉ノ下地内まで）
第3　起業地
1　収用の部分　熊本県上益城郡益城町大字小池字五反畑、字柳原、字小無田、字年ノ神並びに大字島田字東無田屋敷及び字杉ノ下地内
2　使用の部分　熊本県上益城郡益城町大字小池字年ノ神地内
第4　事業の認定をした理由
申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。
1　法第20条第1号の要件への適合性
申請に係る事業は、熊本県上益城郡益城町大字小池字神田地内から同町大字島田字杉ノ下地内までの延長1,631ｍの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする「県道小池竜田線改築工事（小池工区）」（以下「本件事業」という。）のうち、上記の起業地に係る部分である。
本件事業は、道路法（昭和27年法律第180号）第３条第３号に掲げる都道府県道に関する事業であり、法第３条第１号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。
したがって、本件事業は、法第20条第１号の要件を充足すると判断される。
2　法第20条第２号の要件への適合性
起業者である熊本県は、既に本件事業を開始していること、県道小池竜田線（以下「本路線」という。）は、道路法第７条の規定に基づき熊本県知事が県道に認定した路線であり、同法第15条の規定により熊本県が道路管理者となることなどの理由から、起業者は、本件事業を遂行する充分な意思と能力を有すると認められる。
したがって、本件事業は、法第20条第２号の要件を充足すると判断される。
3　法第20条第３号の要件への適合性
(1)　得られる公共の利益
本路線は、熊本県上益城郡益城町を起点とし、熊本市東区を経由して熊本市北区を終点とする延長14.3kmの幹線道路である。
本路線は、益城町のほか、一般国道443号の沿線地域にある御船町、甲佐町等から、熊本市東区に立地する高次都市機能等へのアクセス道路としての機能を担っていることなどから、沿線地域の経済活動や日常生活において、重要な役割を果たしている。
このうち、本件区間に対応する本路線（以下「現道」という。）は、交通混雑が発生しているほか、熊本県が管理する県道の構造の技術的基準等に関する条例（平成25年熊本県条例第25号。以下「条例」という。）等に定める道路幅員及び最小曲線半径を満たさない区間が存し、さらに、平成28年４月に発生した熊本地震により通行止めが生じたことなどから、幹線道路としての機能を発揮していない状況にある。
本件事業の完成により、現道における交通混雑の解消が図られ、また、現道における線形不良箇所等を解消する新たな道路が整備され、現道の機能を代替することなどから、安全かつ円滑な自動車交通の確保に寄与するものと認められる。
したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。
(2)　失われる利益
本件事業が生活環境等に与える影響について、本件事業は、環境影響評価法（平成９年法律第81号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者が同法等に準じて、平成28年６月に環境影響調査を実施しており、その結果によると、大気質、騒音及び振動については、環境基準等を満足するとされている。
また、同調査によると、本件事業の施工区域内及びその周辺の土地において、動物については、環境省レッドリスト絶滅危惧ⅠＡ類として掲載されているパラタナゴ